

教生学第 79 号  
平成 29 年 4 月 25 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長  
様  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全)

自転車利用者に対するルール遵守徹底のための広報キャンペーン等の展開に  
ついて (通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、別添写しのとおり  
事務連絡がありましたので通知します。

ついては、本取組の趣旨を踏まえ、児童生徒に対する自転車のルール遵守に関する指導を  
徹底していただくようお願いいたします。

(生徒指導・学校安全グループ)



事 務 連 絡

平成29年4月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人事務局 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

自転車利用者に対するルール遵守徹底のための  
広報キャンペーン等の展開について

このたび、標記について、警察庁から文部科学省に対し別紙のとおり協力依頼がありました。

ついては、本対策の趣旨を御理解の上、この機会を捉え児童生徒に対する自転車のルール遵守に関する指導を徹底していただくようお願いします。

各都道府県教育委員会学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いします。

なお、自転車の安全利用に関しては、これまでも「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について」(平成27年6月22日付け事務連絡)、「自転車指導警告票の情報を活用した交通安全教育の推進について」(平成27年8月31日付け27ス学健第35号)を発出しているところであり、各位におかれては、引き続きこれらを踏まえた取組の一層の充実を図っていただくとともに、全ての中・高等学校に配布している「生徒の安全な通学のための教育教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」(平成24年3月)等の活用による交通安全教育を推進していただくよう重ねてお願いします。

**【問合せ】**

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課交通安全係

tel : 03-5253-4111 (2695)

fax : 03-6734-3794

警察庁丁交企発第81号

平成29年3月31日

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課長 殿

警察庁交通局交通企画課



自転車利用者に対するルール遵守徹底のための広報キャンペーン等の展開について（依頼）

警察では、良好な自転車交通秩序の実現に向けた諸対策を推進しているところ、平成28年中の自転車が関係する交通事故の発生件数は90,836件と、前年に比べて7,864件減少し、死者数は509人と、前年に比べて63人減少しております。

しかしながら、自転車乗用中死傷者のうち法令違反が認められる者の割合が依然として6割を超えるなど、いまだ自転車の交通秩序が改善されているとは言い難い状況にあり、なお一層、自転車利用者のルール遵守を図り、自転車の安全利用を促進する必要があります。また、平成24年から平成28年までの自転車事故を分析したところ、学齢で見ると、小学3年生以降多くなり、中学1年生で増加し、高校1年生でさらに増加するほか、発生日・時間帯については、4月から7月と9月から11月、7・8時台が多いなどの結果が得られました。

そこで、「自転車月間」であります5月に合わせ、自転車利用者に対するルール遵守の徹底に重点を置いた広報キャンペーン等の取組を実施することといたしました。

つきましては、本広報キャンペーン等を効果的に実施するため、「自転車月間」における児童・生徒への自転車安全教育の一層の推進等につき、各都道府県教育委員会等関係機関へ周知していただきますようお願いいたします。